〒
住所1
住所2

会社名
事業主様

仕分け用バーコード表示

〒
住所1
住所2
支部名
電話番号

必ずお読みください！

ⅰ)このリストは、「協会提出用」と「事業主様控」の2枚つづりとなっていますので、ご記入後は 切り離しのうえ「協会提出用」のみご提出ください。
(「事業主様控」は送付せず、お手元に保管してください。)
ⅱ)削除となるに☑した場合は、必ず該当者の 被扶養者調書兼異動届及び被保険者証等をリストとあわせてご提出ください。
なお、被扶養者調書兼異動届が不足する場合は、大変お手数ですが、協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください。
ⅲ)このリストは、平成29年5月22日時点の記録に基づき作成しています。

健康保険被扶養者状況リスト
(協会提出用)

管轄の年金事務所		事業所記号(年金)	

被保険者整理番号	被扶養者番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	必ずいずれかに☑してください 今回の再確認の結果 変更なし ❶	削除となる ❷	被保険者資格喪失届や被扶養者削除届を既に日本年金機構へ届出済 ❸	備考 ❹
1	01	健保 太郎	健保 花子	S56. 12. 12	配偶者	☑	□	□	
1	02		健保 一郎	H18. 9. 10	子	※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※			確認不要
2	01	協会 太郎	協会 二郎	S48. 9. 1	子	☑	□	□	
3	01	健康 大輔	健康 愛子	S35. 12. 12	配偶者	□	☑	□	
3	02		健康 誠	S62. 7. 4	子	□	☑	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	
						□	□	□	

平成　年　月　日提出

上記の該当被扶養者に、現在の健康保険被扶養者状況について確認したので提出します。
なお、削除となる被扶養者については、被扶養者調書兼異動届を提出(添付)します。

事業主欄		
	事業所所在地	〒123-4567 東京都千代田区○○1-2-3
	事業所名称	協会けんぽ株式会社
	事業主氏名	協会 太郎 ㊞ ❺
	電話番号	03-○○○○-○○○○

❶～❸については、被扶養者1人につき、いずれかひとつにだけ☑をお願いします。
(ただし、備考欄に「確認不要」と記載されている被扶養者は☑不要です。)

❶ 再確認の結果、現在も被扶養者の要件を満たしている場合は、こちらに☑をお願いします。
(所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることを確認した場合もこちらに☑をお願いします。)

❷ 就職などで新たに被保険者となっている、結婚して他の被保険者の被扶養者となっている、その他収入超過等により被扶養者の要件を満たさなくなっている、後期高齢者医療の被保険者となった場合は、こちらに☑をお願いします。

❸ すでに、年金事務所へ被保険者の資格喪失届または削除のため被扶養者の異動届を提出されている場合は、こちらに☑をお願いします。

※ 平成29年5月22日時点の記録を使用しているため、平成29年5月23日以降に削除の処理がされた方は、リストに印字されています。

❹ 「確認不要」となっている場合、当該被扶養者につきましては、再確認の必要はありません。(❶～❸のいずれにも☑をしていただく必要はありません。)
また、この欄はメモ書きする等にご活用いただいて差し支えありません。

※平成29年4月1日時点において18歳未満の者および、平成29年4月1日以降に被扶養者と認定された者が「確認不要」と記載されています。

❺ 事業主印は必ず押印してください。
ただし、事業主が自署した場合は、事業主印は省略することができます。

【収入要件について】

被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要です。

ア 被保険者と同居(同一世帯)の場合

扶養家族の年収(※1)が130万円未満で、かつ被保険者の年収の1/2未満(※2)であること。

イ 被保険者と同居(同一世帯)でない場合

扶養家族の年収が130万円未満で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないこと。

なお、ア・イいずれの場合も扶養家族が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度)の場合は、上記「130万円未満」は「180万円未満」となります。

※1 扶養家族の年収は、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付などとなります。なお、給与所得者の場合は総収入額、自営業者の場合は最低限の必要経費を引いた残りの収入額が年収となります。

※2 扶養家族の年収が被保険者の年収の1/2を超える場合であっても世帯の生計維持関係から判断し、認められる場合があります。